

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (楠原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日、令和6年12月14日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家戸数は41戸で、内、19戸が酒米「山田錦」を中心とした水稻経営を行っている。3戸が黒大豆を、6戸が露地野菜の経営に取り組んでおり、山田錦の館に出荷している。
 意向調査回答者38件の内、21件(55.3%)が、65歳以上と高齢化が進んでいる。
 イノシシ、アライグマ等の有害鳥獣被害が多発しており、農作物のみならず、農地の被害が深刻である。
 規模拡大志向農家がいる一方、規模縮小や離農意向の農家もあり、今後の地域農業のあり方や将来の担い手対策、農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・当地域は酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、「山田錦」を主要作物とし、引き続き個別完結型の営農を進める。
- ・離農や規模縮小する農家が発生した場合は、基本的には隣接農業者へ耕作を打診していくことをルール化し、地域全体での耕作放棄地が発生しないよう管理を進める。
- ・集落内で解決できない場合は、周辺地区の認定農業者等への集積を進める。
- ・担い手不足や農業機械代の高騰に対応した集落農業の新たな仕組みや組織化を検討する。
- ・地区内の若手後継者に対し、機械作業に慣れてもらいながら将来の担い手として育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備は完了しているが、機械作業や畔草管理・水管理の省力化を図るため、農地所有者の理解のもと、ほ場の大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区外の新規就農希望者がいる場合は、地域の貴重な担い手として受け入れるルールをつくり、三木市や加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し多様な担い手確保に努める。また、地区内の農業後継者や若者も農業機械の操作などに慣れてもらいながら、将来の担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除や、水稻の乾燥調製作業をJAみのりに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
 ③ラジコン草刈機による法面除草技術を導入するなど、スマート農業技術の導入を検討する。
 ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、除草を省力化できる機械整備を検討し、農地、水路、法面等の保全を進める。